広島県告示第五百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十年六月九日

広島県知事　藤　田　雄　山

指定居宅介護支援事業者 名称	指定居宅介護支援事業者 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を廃止した事業所 名称	居宅介護支援事業を廃止した事業所 所在地	廃止年月日
株式会社ライフアシスト	福山市王子町二丁目七番地一六号	えんじゅ王子居宅介護支援事業所	福山市王子町二丁目七番地一六号	平成二〇年三月一日
有限会社楓	福山市横尾町二丁目一七番一七号	居宅サービス楓	福山市横尾二丁目一〇七―二〇一	平成二〇年三月二四日
医療法人社団ことぶき会	尾道市久保一丁目一三番一四号	ひまわり居宅介護支援事業所	尾道市久保二丁目一五番一七号	平成二〇年三月三一日
株式会社リバティ	呉市海岸一丁目一番三一号	居宅介護支援センターリバティ福山	福山市引野町五丁目二二番一一号	平成二〇年三月三一日
医療法人社団翠仁会	福山市新市町戸手二七三番地二	介護支援サービスあんしん	福山市神辺町川南五四七番地の七	平成二〇年三月三一日
社会福祉法人佐伯さつき会	廿日市市津田八五四番地	よしわせせらぎ園居宅介護支援事業所	廿日市市吉和一七七一番地一	平成二〇年三月三一日